

2総防管第3135号  
令和3年1月7日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る  
留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年1月7日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づく適正な運用について、国の方針が示されました。

方針の概要は、①飲食店に対する営業時間の短縮要請、②イベントの開催制限の厳格化（人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下）、③留意事項（新年会・賀詞交歓会など飲食につながるものの自粛、成人式のオンライン開催又は延期の協力依頼です。都としても、国の方針と同様の取扱いといたします。（「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を参照）

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、別添の取扱いに変更があり得ることに御留意ください。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、国の通知を踏まえ、別途通知いたします。